

整備命令の発令状況 (平成15年4月1日～7月31日)

	発令件数			装置別保安基準不適合箇所数														合計	
	街頭検査	その他	合計	同一性・構造	操縦装置	緩衝装置	走行装置	原動機・構造	制動装置	保安装置	着色フィルム	電気・灯火類	うち灯光の色	乗車装置	車枠・車体	騒音・排ガス	機器検査・その他		うちCO・HCガス
法第54条に基づく整備命令 【整備不良車】	584	175	759	11	16	11	117	6	2	163	0	654	11	23	61	60	136	35	1260
法第54の2条に基づく整備命令 【不正改造車】	1615	438	2053	92	71	79	87	4	1	1718	1225	1136	693	194	697	398	81	18	4558

- (注) 1. 「整備不良車」とは、タイヤの磨耗等部品の経年劣化等により保安基準に適合しなくなる恐れがある状態又は適合しない状態にある自動車をいう。
 2. 「不正改造車」とは、消音器の取り外し等故意に保安基準に不適合となる改造を行った自動車をいう。
 3. 「発令件数」中「その他」とは、支局構内等において整備命令を発令した件数をいう。

平成14年度の整備命令の発令状況(参考)

街頭検査	その他	合計	装置別保安基準不適合箇所数														合計
			同一性・構造	操縦装置	緩衝装置	走行装置	原動機・構造	制動装置	保安装置	電気・灯火類	乗車装置	車枠・車体	騒音・排ガス	機器検査・その他			
2298	829	3127	361	79	73	271	30	15	2659	1875	246	939	641	195	1260		